

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 <vol.2>

上牧町まちづくり基本条例策定委員会では、住民のみなさんと町が協働で行うまちづくりの基本的なルールを定めるための条例の策定に取り組んでいます。

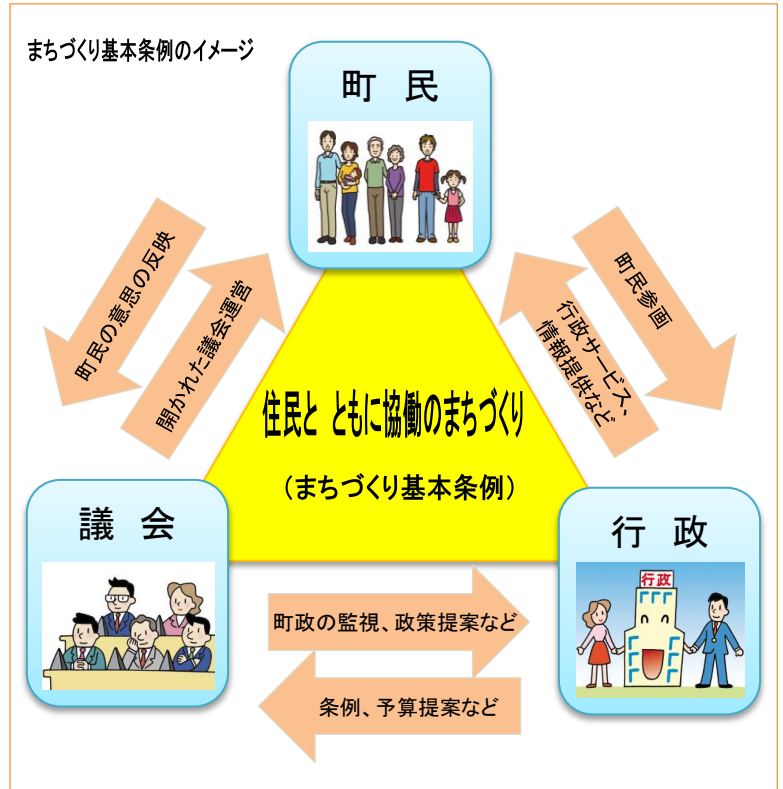
◆まちづくり基本条例とは◆

住民と町が協働で行うまちづくりの基本的なルールを定めた条例で、「自治体の憲法」とも呼ばれるものです。この条例を定めることにより、安全で安心して暮らせる町をつくるための仕組みを整えることができます。

まちづくり基本条例策定委員会では、この条例案を策定するために様々な議論や検討が行われています。

平成23年6月からは3つの部会（町民部会、議会部会、行政部会）に分かれ、全体会と並行してそれぞれの分野ごとに活発な議論が行われています。

本町では、この条例をまちづくりの最高規範と位置づけ、住民のみなさんと議会と行政がお互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」、「住んでよかった」、「いつまでも住み続けたい」と思える上牧町を築いていくことを目指しています。



◆委員会委員紹介◆

【委員長】 遠山健太郎（町民部会）

【副委員長】 小林三紘（議会部会）

【町民部会】

足立和己（部会長）、井尻常正、小田博茂、木村俊彦、三浦詔俊、梶野洋子、平嶋友紀子、辻 敏子、植村隆弘

【議会部会】

田島典子（部会長）、小谷洋子、西田久美子、藤井照雄、西野昭治、東 充洋

【行政部会】

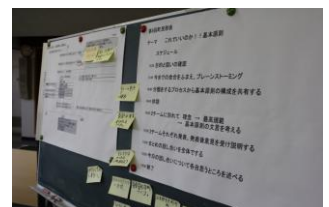
藤村安則（部会長）、柄沢昌子、畑中禧一、山中恭子、山原正幸、堀内英樹

◆各部会からの経過報告◆

各部会からこれまでの議論・検討の報告が寄せられておりますので、紹介します。

▼ 町民部会から

6月から各部会に分かれて活動がはじまりました。委員となった10人は、世代も生活環境もバラバラで（青年層がいればなおさら良かったのですが…）、毎回の会議では上牧町の未来をつくって行くというロマンを胸に秘め、町民の視点にたって意見を出し合っています。



～町民はまちづくりの主体である～

町民がいかに関心を持ち、町の一員として、まちづくりに今以上に参画（自治会・PTA・ボランティアサークル・町の行事等）して行けるかを情報の共有、住民参画、協働の点からとらえ、町民一人ひとりがそれぞれのもてる力を生き生きと発揮できる条例をつくりたいと、次の事を念頭において考えています。

- 条例は読みやすく、分かりやすいものであること。
- 住民自治の一層の推進ができること。
- 自治体の自己改革の推進ができること。
- 住民参画のシステムと、その保障がなされていること。
- 町民が直接意思表示できるシステムの設定。
- 次世代の意思が町政に生かされるシステムであること。
- 未成年の町民に対しても、各年齢層に応じてまちづくりに参画する権利が保障されていること。

町民部会は、町民が暮らしやすい町を目指して条例づくりに励んでいます。



▼ 議会部会から

上牧町が『財政破綻！早期健全化団体に！』のニュースに住民が大きな危機感を持ったのは記憶に新しいところです。

早期健全化団体に陥った原因の一つに、議会の機能不全があると指摘されています。

しかし、最近まで議員の議会改革への意欲や具体的な取り組みは、ほとんど見受けられませんでした。

議会部会では、さまざまな視点から議会や議員の役割、責任、資質について見つめ直してみました。

議員に反省を求める点については、

- 一般質問をしない議員がいる
- 住民への報告が不十分
- 議員からの政策提案が無い

などの意見があり、議論を交わしています。

議会が行政に対し、特に財政面へのチェック機能を十分果たしていなかった事も話し合いの中で分かってきました。これについては、外部監査報告でも指摘されています。

現在は、議会や議員が今後どのように責務を果たしていくべきかについても、具体例を挙げながら、実現に向けて検討しています。

- 例
- 議会報告会、公聴会の開催
 - 議案の賛否状況の公開
 - 議員活動情報の公開
 - 議員の口利きの記録の公開
 - 議会のネット中継 など

なお、現在は議会においても議会改革先進自治体の視察なども行われ始めました。今後は部会として、議会との意見交換も行っていきたいと思えます。



▼ 行政部会から

上牧町の「財政早期健全化団体に転落」と「土地開発公社の経営破綻」という特殊事情を十分に理解し、その反省と「二度と過ちを繰り返さない」という強い意志をもって、全町をあげて再発防止に取り組む必要があります。

行政部会では、そのための「町（行政）の役割と責務」を明確に規定することを目的に、次のような課題で学習し、討議してきました。

☆行政の仕組みを知る

- 町の組織を確認する
- 現在施行されている町の条例などにはどんなものがあるかを知る（例規一覧）等

☆行政に関する問題点を出し合う

- 町長や町職員は誰のために働くのか。例えば一部の者の利益を重視してきたのではないのか。
- 告示や公告などのやり方は今のままでよいのか など

町長及び町職員は、町民のために、町民の福祉のために仕事をするということを基本において、制度・政策面と組織・人事の面との2方向から検討を続け、住民を主体に考えた「町政運営」を提案（条例案）するために活動を続けていきます。

